

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（344））

2. 日時：平成29年9月12日 10時10分～10時50分

16時00分～18時00分

3. 場所：原子力規制庁 18階C会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

山口安全管理調査官、名倉安全管理調査官、伊藤安全審査官、江崎安全審査官、大塚安全審査官、津金安全審査官、日南川安全審査官、正岡安全審査官、吉村安全審査官、千明技術研究調査官、竹内技術参与

（地震・津波研究部門）

石田統括技術研究調査官、大橋上席技術研究調査官、森技術研究調査官、伊東技術参与

事業者：

日本原子力発電株式会社：開発計画室 室長代理 他9名

東北電力株式会社：女川原子力発電所 発電部 発電管理 担当

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 副長

北陸電力株式会社：原子力本部 原子力部 原子力耐震技術チーム 担当

中国電力株式会社：電源事業本部 原子力耐震グループ 担当係長

電源開発株式会社：設備技術室 設備耐震技術タスク 担当

北海道電力株式会社：原子力リスク管理グループ 担当

5. 要旨

（1）日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則への適合性のうち「第5条 津波による損傷の防止」について、8月21日及び9月11日のヒアリングにおける提出資料、9月5日の審査会合提出資料及び本日の提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

<第三条、第四条、第五条に係る検討項目の説明スケジュールについて>

- 耐震設計方針及び耐津波設計方針に係る審査の全体像を確認するため、工事計画認可段階での審査を見据えた全体工程を整理して提示すること。
- 機器・配管系の評価手法の適用性について、これまでの他プラント審査等を踏まえ、評価で用いる定数等、東海第二の特徴を網羅的に抽出しその妥当性を示した上で整理して提示すること。
- 計画している調査や試験については、条件や仕様等の評価体系を示した上で、設置許可段階で説明する範囲を提示すること。
- 東海第二発電所の設備における動的機能維持及び極限解析の評価に関し、規格基準及び工認実績における手法条件との相違点及び類似点を詳細に整理した上で、東海第二

発電所の設備への適用性について説明すること。なお、動的機能維持について過去の実績に拠らず、新たに検討を要する場合は検討方針、検討概要を提示すること。

<追加要求事項に対する適合性について>

- 重大事故等対処施設に対する耐津波設計について、設計基準対象施設に対する耐津波設計の内容を呼び込む際の記載を整合させること。
- 久慈川が敷地への遡上波に対して影響することがない理由についての記載を充実して提示すること。
- 第5条、第40条、第43条についての比較表を整理して提示すること。

<審査ヒアリング時のコメントに対する回答について>

- 大津波警報発令時に放水路ゲートを閉止する運用について、海域活断層等による極めて短時間で来襲する津波の影響を整理して提示すること。
- 鋼製防護壁の止水機構に関し、止水板における水密ゴムの点検及び補修についての考え方を整理して提示すること。
- 東海発電所の放水口について、鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁と交差する閉塞箇所に期待する機能について提示すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 第三条、第四条、第五条に係る検討項目の説明スケジュール